

成田市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果を市長が適切であると認めた者が証する書類
- (2) 付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第3条 法第13条第1項（法附則第3条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、第15条第4項、第24条第1項又は第27条第4項の規定による報告は、建築物の地震に対する安全性に関する報告書（別記第1号様式）に市長が必要と認める書類及び図面を添えて、行うものとする。

(計画の認定の申請書に添付する書類)

第4条 省令第28条第2項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第17条第1項の規定による申請に係る建築物の耐震改修の計画が同条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認めた者が証する書類
- (2) 省令第28条第1項の表（い）の項に掲げる図書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の規定による計画の認定（以下「計画の認定」という。）を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第1項の規定により申請をしようとする者は、省令第28条第2項の規定にかかわらず、同項の構造計算書を添えることを要しない。

(計画の変更)

第5条 法第18条第1項の規定により計画の変更の認定（以下「計画の変更

の認定」という。)を受けようとする者は、変更認定申請書(別記第2号様式)に当該計画の変更に係る書類及び図面を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、計画の変更の認定をしたときは、変更認定通知書(別記第3号様式)により前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(名義等の変更)

第6条 計画認定建築物の耐震改修の工事が完了する前に認定事業者の名義の変更をしようとするときは、変更前の認定事業者及び変更後の認定事業者が連署して名義等変更届(別記第4号様式)に法第17条第2項第4号に規定する資金計画及び計画の認定又は計画の変更の認定を受けたことを証する書類(次条において「認定通知書」という。)を添えて、市長に届け出なければならない。認定事業者の住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があったときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義等変更受理通知書(別記第5号様式)により同項の変更後の認定事業者に通知するものとする。

(取りやめ)

第7条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事を取りやめたときは、取りやめ届(別記第6号様式)に認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(計画認定建築物の全ての工事が完了した旨の報告等)

第8条 認定事業者は、法第19条の規定により計画認定建築物の全ての工事が完了した旨の報告を求められたときは、工事完了報告書(別記第7号様式)に市長が必要と認める書類及び図面を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定建築主は、法第19条の規定により計画認定建築物の耐震改修の状況の報告を求められたときは、計画認定建築物の耐震改修に関する報告書(別記第8号様式)に市長が必要と認める書類及び図面を添えて、市長に報告するものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類)

第9条 省令第33条第1項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 現況報告書(別記第9号様式。建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築物につき、それぞれ当該各条に規定する建築士が当該建築物の現況を調査した結果を記載したものに限る。以下同じ。)

(2) 付近見取図及び配置図

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第33条第2項第1号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 法第22条第1項の規定による申請に係る建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認めた者が証する書類

(2) 現況報告書

(3) 付近見取図及び配置図

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 省令第33条第2項第2号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 現況報告書

(2) 付近見取図及び配置図

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 法第22条第1項の規定による申請をしようとする者（省令第33条第2項第1号に掲げる方法により当該申請をしようとする者に限る。）は、同号の構造計算書を添えることを要しない。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類）

第10条 省令第37条第1項第3号の規定により市長が規則で定める書類は、区分所有建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認めた者が証する書類とする。

2 法第25条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第37条第1項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

（取下げ）

第11条 計画の認定若しくは計画の変更の認定の申請、法第22条第1項の規定による申請又は法第25条第1項の規定による申請をした者は、市長が認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届（別記第10号様式）により市長に届け出なければならない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成8年千葉県規則第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

[別記様式 略]